

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会(第6条—第12条)
- 第3章 廃棄物の減量及び処理(第13条—第20条)
- 第4章 一般廃棄物処理業等(第21条—第25条の2)
- 第5章 地域の清潔の保持等(第26条—第28条)
- 第6章 生活環境影響調査結果の縦覧等(第29条—第32条)
- 第7章 手数料(第33条—第36条)
- 第8章 雑則(第37条—第39条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔な生活環境の確保について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進等に関する必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市民の自主的な活動の促進及び支援に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。

(令元条例37・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生抑制、再利用の推進等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(令元条例37・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出の抑制、再利用の推進等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(令元条例37・一部改正)

第2章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 法第5条の7第1項の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、水戸市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平16条例83・一部改正)

(組織)

第7条 審議会は、学識経験を有する者、市民、事業者、一般廃棄物処理業者、関係行政機関の職員等のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、生活環境部において行う。

(平27条例9・一部改正)

### 第3章 廃棄物の減量及び処理

#### (一般廃棄物処理計画)

第13条 市は、一般廃棄物の減量及び処理を総合的かつ計画的に推進するため、法第6条の規定により一般廃棄物処理計画を定めなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は当該計画を変更したときは、これを公表しなければならない。

#### (市が行う廃棄物の減量及び処理)

第14条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないように、一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生することを含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2 市は、再利用の対象となる物の分別収集及びごみ処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設をいう。以下同じ。)での資源の回収等を行うことにより一般廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市長その他の執行機関は、再生品の使用等により自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

#### (一般廃棄物の受入拒否等)

第15条 市長は、市のごみ処理施設の処理能力等を勘案して規則で定める一般廃棄物については、当該施設への受入を拒否することができる。

2 市長は、[前項](#)に規定する一般廃棄物を処分しようとする者に対し、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理業者への処理の委託その他必要な事項を指示することができる。

#### (事業者が行う廃棄物の減量及び処理)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)及び再生資源を原材料とする物の使用、長期間使用可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の発生の抑制及び減量が図られるように努めなければならない。

3 事業者は、商品の販売等に際して、商品の購入者が、簡易な包装、容器等を選択することができるようにするとともに、不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、回収するように努めなければならない。

4 事業者は、一般廃棄物を処理するときは、自らの責任において適正に処理し、又は市長が定める分別の基準に従って分別し、自ら若しくは市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して市のごみ処理施設に搬入しなければならない。

(平13条例21・一部改正)

#### (一般廃棄物多量排出事業者に対する指示)

第17条 市長は、多量に一般廃棄物を排出する事業者で規則で定めるものに対し、当該事業者が排出する一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬し、又は処分すべき場所及びその運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

(令元条例37・一部改正)

#### (事業用建築物所有者等による減量等)

第18条 事業用建築物の所有者(所有者以外に当該事業用建築物の管理の全てについて権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下同じ。)は、当該事業用建築物から生ずる一般廃棄物の減量が図られるようにその管理を行わなくてはならない。

2 事業用建築物で規則で定めるものの所有者は、当該建築物又は敷地に一般廃棄物の保管場所を設置するように努めなければならない。

3 事業用建築物の占有者は、事業用建築物の所有者の管理に従い、当該事業用建築物から生ずる一般廃棄物の減量に努めなければならない。

4 市長は、事業用建築物の所有者又は占有者に対し、[前3項](#)の規定の実施について必要な指示をすることができる。

(令元条例37・一部改正)

#### (市民が行う一般廃棄物の減量及び処理)

第19条 市民は、再生品の使用に努めるとともに、一般廃棄物を分別して排出し、その生じた一般廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、一般廃棄物の減量及び適正な処理に努めなければならない。

2 市民は、集団資源回収(市長が別に定めるところにより市民が集団で行う資源物の回収をいう。[次条](#)において同じ。)、不用品の交換活動その他一般廃棄物の減量を目的とする市民の活動に協力しなければならない。

3 市民は、一般廃棄物(ごみ(粗大ごみ及び特定家庭用機器一般廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第50条第1項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。))を除く。))に限る。以下この項において同じ。)の集積所(あらかじめ市長の同意を得て、市民が共同で設置するものをいう。)(以下「集積所」と

いう。)に一般廃棄物を出すときは、市長が定める分別の基準及び収集日を遵守し、かつ、規則で定めるごみ収集袋又はごみ処理券を使用するほか、規則で定める方法によらなければならない。

4 市民は、集積所を清潔にしておかなければならない。

5 市民は、一般廃棄物(粗大ごみに限る。)の収集を受けようとするときは、規則で定めるごみ処理券を使用するほか、規則で定める方法によらなければならない。

6 市民は、一般廃棄物(し尿に限る。)の収集を受けようとするときは、市長に届け出なければならない。収集を廃止しようとするときも、また、同様とする。

(平13条例21・平16条例83・平17条例68・令元条例37・一部改正)

(資源物の所有権)

第19条の2 集積所に出された一般廃棄物のうち資源物(集団資源回収による資源物を除く。以下この条において同じ。)の所有権は、市に帰属する。

2 市又は市長が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 市長は、[前項](#)の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬した者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(平17条例17・追加、平17条例68・旧第19条の3繰上・一部改正、令元条例37・一部改正)

(廃棄物再生事業者の協力)

第20条 市は、一般廃棄物の減量を促進するため、廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生について必要な協力を求めることができる。

#### 第4章 一般廃棄物処理業等

(令元条例37・改称)

(一般廃棄物処理業の許可の要件)

第21条 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可又は変更の許可(以下「一般廃棄物処理業の許可等」という。)を受けようとする者は、法第7条第5項又は第10項に定めるもののほか、[次の各号](#)に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 本市に住所を有する者(法人にあっては、本市に事務所又は事業所を有する者)であること。

(2) 本市の市民税を完納している者であること。

(平16条例83・令元条例37・一部改正)

(許可証の交付等)

第22条 市長は、一般廃棄物処理業の許可等をしたときは、当該一般廃棄物処理業の許可等を受けた者(以下「一般廃棄物処理業許可業者」という。)に許可証を交付するものとする。

2 市長は、許可証を紛失し、又は毀損し、若しくは汚損した一般廃棄物処理業許可業者から許可証の再交付の申請があったときは、許可証を交付するものとする。

(令元条例37・一部改正)

(従業員証の交付等)

第23条 一般廃棄物処理業許可業者は、その従業員のうち、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業に従事する者(以下「従業員」という。)について、規則で定める事項を市長に届け出て、従業員証の交付を受けなければならない。

2 [前条第2項](#)の規定は、従業員証について準用する。

3 従業員は、一般廃棄物処理業に従事するときは、従業員証を携帯し、市の職員又は関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(令元条例37・一部改正)

(指示)

第24条 市長は、一般廃棄物処理業について、生活環境の保全上及び公衆衛生上必要があると認めるときは、一般廃棄物処理業許可業者に対し、必要な指示をすることができる。

(令元条例37・一部改正)

(許可の取消し等)

第25条 市長は、法に定めるもののほか、一般廃棄物処理業許可業者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて一般廃棄物処理業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により一般廃棄物処理業の許可等を受けたとき。

(2) [第21条](#)の規定に該当しなくなったとき。

(3) 本市の区域外から本市に一般廃棄物を搬入し、及び処分したとき。

(4) 一般廃棄物処理手数料を滞納したとき。

(5) 法令又はこの条例の規定に違反したとき。

(令元条例37・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置許可証等の交付等)

第25条の2 [第22条](#)の規定は、法第8条第1項、第9条第1項又は第9条の2の4第1項若しくは第2項の規定による許可又は認定に係る許可証又は認定証の交付等について準用する。

2 [第22条第2項](#)の規定は、法第12条の7第1項若しくは第7項、第14条第1項、第2項、第6項若しくは第7項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、第2項、第6項若しくは第7項、第14条の5第1項、第15条第1項、第15条の2の6第1項又は第15条の3の3第1項若しくは第2項の規定による許可又は認定に係る許可証又は認定証の再交付について準用する。

(令元条例37・追加)

## 第5章 地域の清潔の保持等

(投棄の禁止)

第26条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(清潔の保持)

第27条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つとともに、当該土地又は建物内にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

(宣伝物等の処理)

第28条 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、当該宣伝物等が散乱したときは、速やかに回収し、適正に処理しなければならない。

## 第6章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧等の対象施設の種類)

第29条 法第9条の3第2項の規定による同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類のほか、ごみ処理施設のうち焼却施設及び政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。

(縦覧等の告示)

第30条 市長は、調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

2 [前項](#)に規定する縦覧は、市長の指定する場所において[前項](#)の告示の日の翌日から起算して1カ月間行うものとする。

(意見書の提出)

第31条 [前条](#)の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更について利害関係を有する者は、[前条](#)の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(他の市町村との協議)

第32条 市長は、施設を設置する場合において、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議しなければならない。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町村の区域に及ぶとき。

(3) 施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

## 第7章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第33条 市が行う一般廃棄物(特定家庭用機器一般廃棄物を除く。[次条](#)において同じ。)の処理に係る手数料は、[別表第1](#)のとおりとする。

(平13条例21・平16条例83・平17条例68・平18条例54・令2条例44・一部改正)

(手数料の徴収方法)

第33条の2 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収は、[次の各号](#)に掲げる一般廃棄物の種別に応じ、[当該各号](#)に定めるところによる。

(1) ごみ ごみ収集袋又はごみ処理券の交付の際に徴収する。

(2) 直接搬入ごみ 市のごみ処理施設に搬入する際に徴収する。ただし、許可業者の直接搬入ごみの処理に係る手数料にあっては、1カ月分を一括して徴収することができる。

(3) し尿 2カ月分を一括して徴収する。

(4) 浄化槽汚泥 1カ月分を一括して徴収する。

(平17条例68・追加、平19条例41・令2条例44・一部改正)

(許可申請等手数料)

第34条 法又は[第22条第2項](#)([第23条第2項](#)又は[第25条の2第1項](#)若しくは[第2項](#)において準用する場合を含む。)若しくは[第23条第1項](#)の規定により、[別表第2](#)に掲げる事務に係る申請等をしようとする者は、その申請等の際[同表](#)に定める手数料を納付しなければならない。

(令元条例37・全改、令2条例44・一部改正)

(特定家庭用機器一般廃棄物手数料)

第35条 特定家庭用機器一般廃棄物の運搬を市に依頼しようとする者は、特定家庭用機器一般廃棄物を市のごみ処理施設に搬入するときに、[別表第3](#)に掲げる手数料を納付しなければならない。

(平13条例21・全改、平16条例83・平17条例68・平19条例41・令2条例44・一部改正)

(手数料の還付)

第35条の2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平16条例83・追加)

(手数料の減免)

第36条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、[第33条](#)に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(平13条例21・平16条例83・平17条例68・一部改正)

## 第8章 雑則

(報告の徴収)

第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員(以下「指定職員」という。)に、一般廃棄物を排出する事業者又は許可業者の事務所、事業所又は事業場に立ち入らせ、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 [前項](#)の規定により立入検査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 [第1項](#)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第39条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(令2条例44・旧第40条繰上)

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する手数料等徴収条例の廃止)

2 水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する手数料等徴収条例(昭和47年水戸市条例第10号)は、廃止する。

(水戸市小吹清掃工場条例の一部改正)

3 水戸市小吹清掃工場条例(昭和59年水戸市条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

4 この条例の施行の日前に収集したし尿又は搬入した浄化槽汚泥、ごみ、粗大ごみ、燃えがら等に係る手数料のうち、同日以後に徴収すべきこととなる手数料の金額については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(東茨城郡内原町編入に伴う経過措置)

5 東茨城郡内原町編入の日前に旧内原町廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成11年内原町条例第13号)の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例83・追加)

付 則(平成13年3月27日条例第21号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成16年6月28日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年12月22日条例第83号)

この条例中第6条及び第21条の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成17年2月1日から施行する。

付 則(平成17年3月28日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1浄化槽汚泥の項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1浄化槽汚泥の項の改正規定の施行の日前に搬入した浄化槽汚泥に係る手数料のうち、同日以後に納入すべきこととなる手数料の額については、なお従前の例による。

付 則(平成17年9月27日条例第68号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第39条第1項の改正規定(「大洗、旭、水戸環境衛生組合」を「大洗、鉾田、水戸環境組合」に改める部分に限る。)平成17年10月11日

(2) 第33条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第36条の改正規定、第39条の改正規定(同条第1項中「大洗、旭、水戸環境衛生組合」を「大洗、鉾田、水戸環境組合」に改める部分を除く。)、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定、別表第3取扱区分の欄の改正規定及び同表を別表第4とし、別表第2の次に1表を加える改正規定 平成18年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成18年4月1日

付 則(平成18年9月28日条例第54号)  
この条例は、平成19年1月1日から施行する。

付 則(平成19年9月27日条例第41号)  
この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第39条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年9月29日条例第37号)  
(施行期日)  
1 この条例は、平成22年3月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後の水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成22年4月1日以後のごみの処理に係る手数料について適用し、同年3月31日までのごみの処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年3月24日条例第9号)  
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(令和元年12月23日条例第37号)  
(施行期日)  
1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の前になされた申請又は届出に基づく事務に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(令和2年3月30日条例第44号)  
(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において大洗、鉾田、水戸環境組合長による一般廃棄物処理業の許可(旧常澄村の区域におけるし尿又は浄化槽汚泥の収集又は運搬に係るものに限る。)を受けている者に対する水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第21条の規定の適用については、施行日から起算して2年を経過する日までの間、同条中「次の各号」とあるのは「第2号」と、同条第2号中「を完納している」とあるのは「が課されている場合にあっては、当該市民税を完納している」とする。

別表第1(第33条関係)

(平17条例68・全改、平19条例41・令元条例37・一部改正)

種別	取扱区分	手数料の金額
燃えるごみ	集積所に出すとき	(1) 次に掲げるごみ収集袋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 容量が10リットル相当のもの 1袋につき 10円 イ 容量が20リットル相当のもの 1袋につき 15円 ウ 容量が45リットル相当のもの 1袋につき 30円 (2) ごみ処理券 1枚につき 30円
燃えないごみ	集積所に出すとき	(1) 次に掲げるごみ収集袋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 容量が10リットル相当のもの 1袋につき 10円 イ 容量が20リットル相当のもの 1袋につき 15円 ウ 容量が45リットル相当のもの 1袋につき 30円 (2) ごみ処理券 1枚につき 30円
粗大ごみ	戸別収集を受けるとき	(1) 3辺(高さ、幅及び奥行をいう。以下同じ。)の長さの合計が3メートル未満で、規則で定める基準に適合するもの 1個につき 500円 (2) 3辺の長さの合計が3メートル以上で、規則で定める基準に適合するもの 1個につき 1,000円
直接搬入ごみ	市のごみ処理施設に搬入するとき	10キログラムにつき 130円(ただし、10キログラムに満たない端数が生じたときは、10キログラムとする。)

し尿	(1) 定額料金 一般世帯から排出されるもの	定額料金は、毎月1日現在の世帯人員により算定する。ただし、月の途中で収集を開始し、又は停止したときは、その月分を徴収する。 (1) 基本料金 1人につき 1カ月350円 (2) 加算料金 1カ月2回以上収集するときは、1世帯につき1回増すごとに500円
	(2) 従量料金 ア 官公庁、学校、事業所その他これらに類するもの イ 便槽2以上の世帯 ウ 便槽に雨水、地下水の浸入その他通常予測される排出量を超えるもの	1リットルにつき 10円
浄化槽汚泥	市のし尿処理施設に搬入するとき	10キログラム以上の場合に限り、10キログラムごとに25円

別表第2(第34条関係)

(令元条例37・追加、令2条例44・旧別表第3の2繰上)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
1 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 5,000円
2 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 5,000円
3 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 5,000円
4 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 5,000円
5 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 5,000円
6 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき 5,000円
7 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円 (2) 前号に掲げるもの以外の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
8 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円 (2) 前号に掲げるもの以外の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 100,000円
9 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請に対する審査	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定申請手数料	1件につき 33,000円
10 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の更新の申請に対する審査	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定更新申請手数料	1件につき 20,000円
11 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき 94,000円
12 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置法人合併等認可申請手数料	1件につき 94,000円
13 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	1件につき 147,000円

14	法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請手数料	1件につき 134,000円
15	法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円
16	法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 73,000円
17	法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円
18	法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 94,000円
19	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 71,000円
20	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき 92,000円
21	法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円
22	法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 74,000円
23	法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円
24	法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 95,000円
25	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 72,000円
26	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき 95,000円
27	法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 140,000円 (2) 前号に掲げるもの以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
28	法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円 (2) 前号に掲げるもの以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
29	法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の申請に対する審査	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設認定申請手数料	1件につき 33,000円
30	法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の更新の申請に対する審査	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設認定更新申請手数料	1件につき 20,000円
31	法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき 94,000円

32 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置法人合併等認可申請手数料	1件につき 94,000円
33 <u>第22条第2項</u> ( <u>第25条の2第1項</u> 又は <u>第2項</u> において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可証等の再交付	許可証等再交付手数料	1件につき 5,000円
34 <u>第23条第1項</u> の規定に基づく従業員証の交付	一般廃棄物処理業従業員証交付手数料	1件につき 500円
35 <u>第23条第2項</u> において準用する <u>第22条第2項</u> の規定に基づく従業員証の再交付	一般廃棄物処理業従業員証再交付手数料	1件につき 500円

別表第3(第35条関係)

(平19条例41・全改, 令2条例44・旧別表第4繰上)

種別	取扱区分	手数料の金額
特定家庭用機器一般廃棄物	市のごみ処理施設に搬入するとき (指定引取場所までの運搬費)	1台につき 2,000円